

第 1 編

衆議院議員総選挙の大要

第1編 衆議院議員総選挙の概要

今回の総選挙は、戦後28回目であり、小選挙区（大阪府第1～19区）からは19議員、比例代表（近畿選挙区）からは28議員が選出された。

また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査が執行され、11名の裁判官が審査に付された。これらの選挙事務等の主要日程は次のとおりである。

月日	選挙期日前	事項	摘要
10月5日 (火) 以前	-26 以前	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者、後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間の開始 ○選挙管理体制の検討 ○選挙管理日程の作成準備 ○議案の作成及び付議 ○各種事務処理要領の作成準備 ○会議、立候補受付等の場所の確保 ○選挙執行経費の予算措置 ○各種告示、通知等の施行準備 ○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の作成準備 ○立候補予定者用交付関係用紙の作成準備 ○候補者届出政党用及び本人届出用の立候補者の手引の作成準備 ○選挙啓発の計画作成 ○選挙長事務に関する依頼、照会 ○大阪法務局及び日本郵便株式会社との連絡協議 ○立候補予定者交付諸用紙の整備 ○ポスター掲示場の区画の数及び段の数の決定 ○選挙長市への証明物品の配送 ○後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始 ○在外選挙人への投票用紙等交付開始 ○政見放送等に関する放送局との協議 ○投票用紙の配送（1次） 	<p>令和3年4月21日</p> <p>令和3年4月28日</p> <p>令和3年8月12日</p> <p>ほか</p> <p>令和3年7月23日</p> <p>令和3年8月22日</p> <p>令和3年9月17日</p> <p>令和3年10月1日</p>
10月6日 (水)	-25	<ul style="list-style-type: none"> ○立候補予定者説明会の開催を各政党大阪府本部等へ通知 ○立候補予定者説明会の開催周知 	
10月8日 (金)	-23	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時委員会 ○投票用紙の配送〔2次〕 	選管委員会室
10月11日 (月)	-20	<ul style="list-style-type: none"> ○立候補予定者説明会 (政党届出候補者対象) (本人・推薦届出候補者対象) 	<p>プリムローズ大阪</p> <p>2階鳳凰</p> <p>午前10時</p> <p>午後2時</p>

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月12日 (火)	-19	<ul style="list-style-type: none"> ○不在者投票を行うことができる病院等の指定報告期限 ○個人演説会等の公営施設の指定報告期限 ○立候補届及び通称使用の事前審査の開始 ○選挙公報 [小選挙区] の事前審査の開始 ○投・開票速報に関する報道機関への説明 	選管事務局 選管事務局 府政記者室
10月13日 (水)	-18	<ul style="list-style-type: none"> ○投開票速報事務担当者会議 	市町村課地下会議室
10月14日 (木)	-17	解散 <ul style="list-style-type: none"> ○審査予定裁判官の氏名等についての中央選挙管理会通知の受理 ○投票用紙の配送 [3次] 	
10月15日 (金)	-16	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時委員会 ○主要日程等報道資料提供 ○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [小選挙区] ○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [比例代表] ○諸用紙の配付 ○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の整備点検開始 	選管委員会室 中央選挙管理委員会
10月18日 (月)	-13	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○在外選挙人名簿登録期限 ○在外選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了 ○選挙長市への証明書類の配送 ○証明物品の公開 	市区町村 市区町村 市区町村 選管委員会室 午後1時

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月19日 (火)	-12	<p style="text-align: center; background-color: yellow;">選挙期日の公示・審査期日の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙・審査関係告示の施行 ○立候補届の受付期日 [小選挙区] ○通称認定申請の受付・認定 [小選挙区] ○候補者届出状況に関する報告の受理（報道機関への周知） ○選挙運動用証明物品（候補者届出政党用）の交付 [小選挙区] ○選挙公報掲載申請の受理 [小選挙区] ○選挙立会人の選任届の受理開始 [小選挙区] ○選挙分会立会人の選任届の受理開始 [比例代表] ○個人演説会等（公営施設）の受付開始 ○個人演説会等（非公営施設の使用）の開始 ○各種届出の受理開始 ○選挙事務所の設置届・異動届の受理開始 [小選挙区／比例代表] ○出納責任者の選任届・異動届の受理開始 [小選挙区] ○有給選挙運動員の届出の受理開始 [小選挙区] ○選挙運動用ビラの届出の受理開始 [小選挙区] ○選挙公営に関する契約届出及び確認申請の受理並びに確認書の交付開始 [小選挙区] ○選挙運動用自動車の使用 ○選挙運動用通常葉書の作成 ○選挙運動用ビラの作成 ○選挙事務所用立札・看板の作成 ○選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成 ○個人演説会場用立札・看板の作成 ○選挙運動用ポスターの作成 ○政見放送の録音・録画 ○機関紙誌、ビラ及びポスターの届出に関する総務省通知の受理、市区町村選管・府警本部へ送付 ○裁判官の氏名等についての中央選挙管理会通知の受理、市区町村選管へ送付 ○選挙啓発の開始 ○選挙公報掲載順序の決定 [小選挙区] 	<p>8時30分～17時 選挙長市</p> <p>正午まで 第1委員会室 第3委員会室</p> <p>8時30分～17時 選挙長市 選管事務局 市区町村</p> <p>府及び該当市区町村</p> <p>第1委員会室 午後5時30分</p>

		<p>○臨時委員会</p> <p>○政党名揭示等掲載順序の決定 [比例代表]</p> <p>○政見放送の日時（順序）の決定 [小選挙区] 及び放送局、候補者届出政党への通知</p> <p>○市町村への政党名揭示、名簿登載者揭示（当面分）の送信 [比例代表]</p> <p>○政党名揭示、名簿登載者揭示（当面分）の作成 [比例代表]</p> <p>○裁判官氏名揭示の作成 [国民審査]</p> <p>○立候補者氏名のメール送信（選挙長市→関係市区町村）</p> <p>○氏名揭示掲載順序の決定 [小選挙区]</p> <p>○氏名揭示の作成 [小選挙区]</p> <p>○審査公報掲載文の提出期日</p> <p>○期日前投票所の告示</p> <p>○政見放送の申込及び経歴書の提出期限</p>	<p>選管委員会室 午後 6 時 15 分</p> <p>第 3 委員会室 午後 6 時 45 分</p> <p>第 3 委員会室 午後 7 時 15 分</p> <p>市区町村</p> <p>市区町村</p> <p>市区町村</p> <p>中央選挙管理委員会 市区町村</p>
10 月 20 日 (水)	-11	<p>○期日前投票及び不在者投票の開始</p> <p>○選挙公報の校正 [小選挙区]</p> <p>○期日前及び不在者投票記載場所での候補者氏名揭示、政党名揭示、名簿登載者揭示及び裁判官氏名揭示の開始</p>	市区町村
10 月 21 日 (木)	-10	<p>○個人演説会等（公営施設使用）の使用開始</p> <p>○名簿届出政党等に関する総務省通知の受理及び送付 [比例代表]</p> <p>○選挙公報の印刷開始 [小選挙区]</p>	
10 月 22 日 (金)	-9	<p>○選挙公報掲載順序の決定 [比例代表]</p> <p>○選挙公報 [比例代表]、審査公報掲載文の写しの受領</p> <p>○選挙公報 [小選挙区] の配送開始</p> <p>○政党名揭示、裁判官氏名揭示の配付(印刷製版分)</p> <p>○点字の候補者名簿、名簿届出政党等名簿、裁判官名簿の配付</p> <p>○選挙公報 [比例代表]、審査公報の校正</p>	<p>第 2 委員会室 午前 10 時</p>
10 月 23 日 (土)	-8	○選挙公報 [比例代表]、審査公報の印刷開始	
10 月 24 日 (日)	-7	<p>○期日前及び不在者投票者数集計（1 回目）</p> <p>○選挙公報 [比例代表]、審査公報の配送開始</p>	
10 月 25 日 (月)	-6	<p>○不在者投票施設に選挙公報、審査公報を送付</p> <p>○点字・音声版の選挙公報の発送</p> <p>○委員長声明の発表</p>	
10 月 26 日 (火)	-5	<p>○投票所の告示期限</p> <p>○投・開票速報リハーサル</p>	<p>市区町村 市町村課会議室 午後 2 時 30 分</p>

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月27日 (水)	-4	○郵便等による不在者投票用紙等の請求期限 (在外選挙人、特例郵便等投票含む) ○名簿登載者掲示の配付(印刷製版分)	
10月28日 (木)	-3	○選挙立会人の届出期限 ○選挙立会人の決定又は選任及び通知 ○選挙分会立会人の届出期限 ○選挙分会立会人の決定又は選任及び通知(府選管) ○開票立会人の届出期限 ○開票立会人の決定	選挙長市 選挙長市 選管事務局 第2委員会室 午後5時30分 市区町村 市区町村
10月29日 (金)	-2	○政見放送の終了期限 ○選挙公報の世帯配布期限 ○期日前及び不在者投票者数集計(2回目)	
10月30日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計(3回目)	
10月31日 (日)	0	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">選挙期日・審査期日</div> ○投・開票(選挙会:8区、13区) ○投・開票速報の受信	
11月1日 (月)	1	○開票結果報告の受理、点検 ○開票録のFAX送信(市区町村→選挙長市)	
11月2日 (火)	2	○投・開票結果調の作成 ○選挙会の開催(8区及び13区以外) ○当選人決定の報告 ○選挙分会の開催[比例代表] ○審査分会の開催 ○当選証書付与式[小選挙区]	午前10時～ 選挙長市 選挙長市 第2委員会室 午前11時 第2委員会室 午前11時30分 第1委員会室 午後1時30分

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
11月3日 (水) ～ 11月14日 (日)	3 ～ 14	○選挙分会録等及び審査分会録等の検収 ○選挙会の開催 [比例代表] ○審査会の開催 ○当選証書付与式 [比例代表]	総務省 総務省 総務省
11月15日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限	
11月30日 (火)	30	○選挙の効力に関する訴訟の提起期限	
12月2日 (木)	32	○当選の効力に関する訴訟の提起期限	

1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数

(1) 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日 令和3年10月18日（月）（ただし、年齢は選挙期日により算定する。）
- ・登録を行う日 令和3年10月18日（月）

（平成29年衆議院議員総選挙の選挙時登録から今般の衆議院議員総選挙までの登録者の推移）

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成29年10月9日 (衆議院選挙)	2,216,343	695,679	4,256,856	154,199	7,323,077
平成29年12月1日 (定時登録)	2,216,788	695,416	4,255,215	153,991	7,321,410
平成30年3月1日 (定時登録)	2,215,391	694,708	4,252,779	153,618	7,316,496
平成30年6月1日 (定時登録)	2,216,015	694,408	4,252,769	153,216	7,316,408
平成30年9月1日 (定時登録)	2,221,688	694,106	4,252,108	153,294	7,321,196
平成30年12月1日 (定時登録)	2,223,535	693,628	4,251,475	152,993	7,321,631
平成31年3月1日 (定時登録)	2,223,824	693,139	4,248,887	152,710	7,318,560
令和元年6月1日 (定時登録)	2,224,936	692,729	4,247,901	152,662	7,318,228
令和元年9月1日 (定時登録)	2,232,071	692,382	4,247,767	152,820	7,325,040
令和元年12月1日 (定時登録)	2,234,259	691,950	4,246,677	152,603	7,325,489
令和2年3月1日 (定時登録)	2,234,236	691,451	4,243,800	152,305	7,321,792
令和2年6月1日 (定時登録)	2,236,570	691,218	4,243,583	152,077	7,323,448
令和2年9月1日 (定時登録)	2,246,241	691,133	4,244,478	152,208	7,334,060
令和2年12月1日 (定時登録)	2,250,446	691,262	4,246,735	151,958	7,340,401
令和3年3月1日 (定時登録)	2,249,755	690,583	4,242,493	151,554	7,334,385
令和3年6月1日 (定時登録)	2,249,962	690,205	4,240,983	151,147	7,332,297
令和3年9月1日 (定時登録)	2,255,990	689,785	4,237,875	150,958	7,334,608
令和3年10月18日 (衆議院選挙)	2,256,993	689,709	4,238,911	150,897	7,336,510

(2) 在外選挙人名簿登録者数

登録については、申請に基づいて随時行われるが、選挙の期日の公示から選挙の期日までの間は登録を行わない。

平成29年衆議院議員総選挙時から今般の衆議院議員総選挙時までの登録者の推移は、次のとおりである。

集計時点	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 29 年 10 月 9 日 (衆議院選挙)	1,497	386	2,802	96	4,781
平成 29 年 12 月 1 日 (定時登録)	1,500	379	2,801	94	4,774
平成 30 年 3 月 1 日 (定時登録)	1,499	374	2,836	96	4,805
平成 30 年 6 月 1 日 (定時登録)	1,493	371	2,839	97	4,800
平成 30 年 9 月 1 日 (定時登録)	1,481	357	2,808	92	4,738
平成 30 年 12 月 1 日 (定時登録)	1,468	361	2,821	97	4,747
平成 31 年 3 月 1 日 (定時登録)	1,478	359	2,843	93	4,773
令和元年 6 月 1 日 (定時登録)	1,526	381	2,919	99	4,925
令和元年 9 月 1 日 (定時登録)	1,533	378	2,964	93	4,968
令和元年 12 月 1 日 (定時登録)	1,541	377	2,980	93	4,991
令和 2 年 3 月 1 日 (定時登録)	1,546	374	2,957	93	4,970
令和 2 年 6 月 1 日 (定時登録)	1,542	374	2,925	93	4,934
令和 2 年 9 月 1 日 (定時登録)	1,506	361	2,794	88	4,749
令和 2 年 12 月 1 日 (定時登録)	1,503	361	2,802	89	4,755
令和 3 年 3 月 1 日 (定時登録)	1,492	360	2,797	89	4,738
令和 3 年 6 月 1 日 (定時登録)	1,476	357	2,789	88	4,710
令和 3 年 9 月 1 日 (定時登録)	1,468	359	2,773	87	4,687
令和 3 年 10 月 18 日 (衆議院選挙)	1,473	364	2,793	84	4,714

2 選挙長（選挙分会長）及び同職務代理者

選挙区	選挙長の氏名	同職務代理者の氏名	選挙長の職務を補助する選挙管理委員会
第1区	森川 晃夫	結城 順吉	大阪市選挙管理委員会
第2区	森川 晃夫	結城 順吉	
第3区	森川 晃夫	結城 順吉	
第4区	金澤 一博	大丸 昭典	
第5区	金澤 一博	大丸 昭典	
第6区	杉本 清	仲 清次郎	守口市選挙管理委員会
第7区	岡本 直美	曾呂利 邦雄	吹田市選挙管理委員会
第8区	藪床 和弘	長坂 吉忠	豊中市選挙管理委員会
第9区	角野 一雄	山本 隆俊	茨木市選挙管理委員会
第10区	久保 隆夫	源久 忠仁	高槻市選挙管理委員会
第11区	大森 由紀子	谷 喜吉	枚方市選挙管理委員会
第12区	高田 政廣	平嶺 勝義	寝屋川市選挙管理委員会
第13区	田中 康升	天野 高夫	東大阪市選挙管理委員会
第14区	平田 正司	岡田 廣一	八尾市選挙管理委員会
第15区	松野 昌幸	中野 信昭	松原市選挙管理委員会
第16区	星原 卓次	中井 善弘	堺市選挙管理委員会
第17区	中井 國芳	中井 善弘	
第18区	永野 和良	池川 美津雄	岸和田市選挙管理委員会
第19区	矢野 哲夫	古谷 伊久雄	泉佐野市選挙管理委員会

	選挙分会長の氏名	同職務代理者の氏名
比例代表	新田谷 修司	山下 清次

3 候補者

候補者の届出の受付は、10月19日（火）に、それぞれ選挙長事務を行う市において行われた。
立候補届出場所は、次のとおりである。

選挙区	時間	立候補届出受理場所	時間	立候補届出受理場所
第1区～ 第3区	8:30～ 10:00	大阪市役所7階 第6委員会室	10:00～ 17:00	大阪市役所4階 行政委員会事務局会議室
第4区・ 第5区	8:30～ 10:00	大阪市役所7階 第5委員会室	10:00～ 17:00	大阪市役所4階 行政委員会事務局会議室
第6区	8:30～ 9:00	守口市役所1階 会議室106	9:00～ 17:00	守口市役所4階 選挙管理委員会事務局
第7区	8:30～ 12:00	吹田市役所低層棟3階 入札室	12:00～ 17:00	吹田市役所高層棟3階 選挙管理委員会事務局
第8区	8:30～ 9:00	豊中市役所議会棟1階 第2会議室	9:00～ 17:00	豊中市役所第二庁舎3階 選挙管理委員会事務局
第9区	8:30～ 10:00	茨木市役所本館6階 第1会議室	10:00～ 17:00	茨木市役所本館6階 選挙管理委員会事務局
第10区	8:30～ 10:00	高槻市総合センター14階 C1401 会議室	10:00～ 17:00	高槻市総合センター13階 選挙管理委員会事務局
第11区	8:30～ 9:00	枚方市役所別館4階 第3委員会室	9:00～ 17:00	枚方市役所別館5階 選挙管理委員会事務局
第12区	8:30～ 9:00	寝屋川市役所本館2階 リフレッシュルーム	9:00～ 17:00	寝屋川市役所本館2階 選挙管理委員会事務局
第13区	8:30～ 9:00	東大阪市役所18階 研修室	9:00～ 17:00	東大阪市役所16階 選挙管理委員会事務局
第14区	8:30～ 9:00	八尾市役所6階 会議室603	9:00～ 17:00	八尾市役所本館1階 市民ロビー
第15区	8:30～ 9:00	松原市役所8階 大会議室A	9:00～ 17:00	松原市役所4階 選挙管理委員会事務局
第16区・ 第17区	8:30～ 9:30	堺市役所本館10階 第一会議室	9:30～ 17:00	堺市役所高層館12階 選挙管理委員会事務局
第18区	8:30～ 9:30	岸和田市役所新館4階 第2委員会室	9:30～ 17:00	岸和田市職員会館1階 選挙管理委員会
第19区	8:30～ 12:00	泉佐野市役所3階 大会議室	12:00～ 17:00	泉佐野市役所3階 選挙管理委員会事務局

午前8時30分までに受付会場に到着した候補者について、選挙区ごとに候補者の届出の受付順位を決定するくじを行ったうえで、届出を順次受理し、67名の候補者で総定数19の議席を争うこととなった。

今回の候補者67名中63名が政党届出、4名が本人届出により届け出られた。

立候補届出状況は、次のとおりである。

選挙区	政 党 届 出									本人届出	合 計(=競争率)
	自由民主党	日本維新の会	立憲民主党	日本共産党	公明党	れいわ新選組	社会民主党	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	計		
第1区	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	4
第2区	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3
第3区	0	0	1	1	1	0	0	0	3	1	4
第4区	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	4
第5区	0	0	0	1	1	1	0	0	3	1	4
第6区	0	0	1	0	1	0	0	0	2	1	3
第7区	1	1	1	1	0	1	0	0	5	0	5
第8区	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3
第9区	1	1	0	0	0	0	1	0	3	1	4
第10区	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3
第11区	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3
第12区	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	4
第13区	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	3
第14区	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	3
第15区	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	3
第16区	0	0	1	0	1	0	0	1	3	0	3
第17区	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	3
第18区	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	4
第19区	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	4
計	15	15	13	12	4	2	1	1	63	4	67

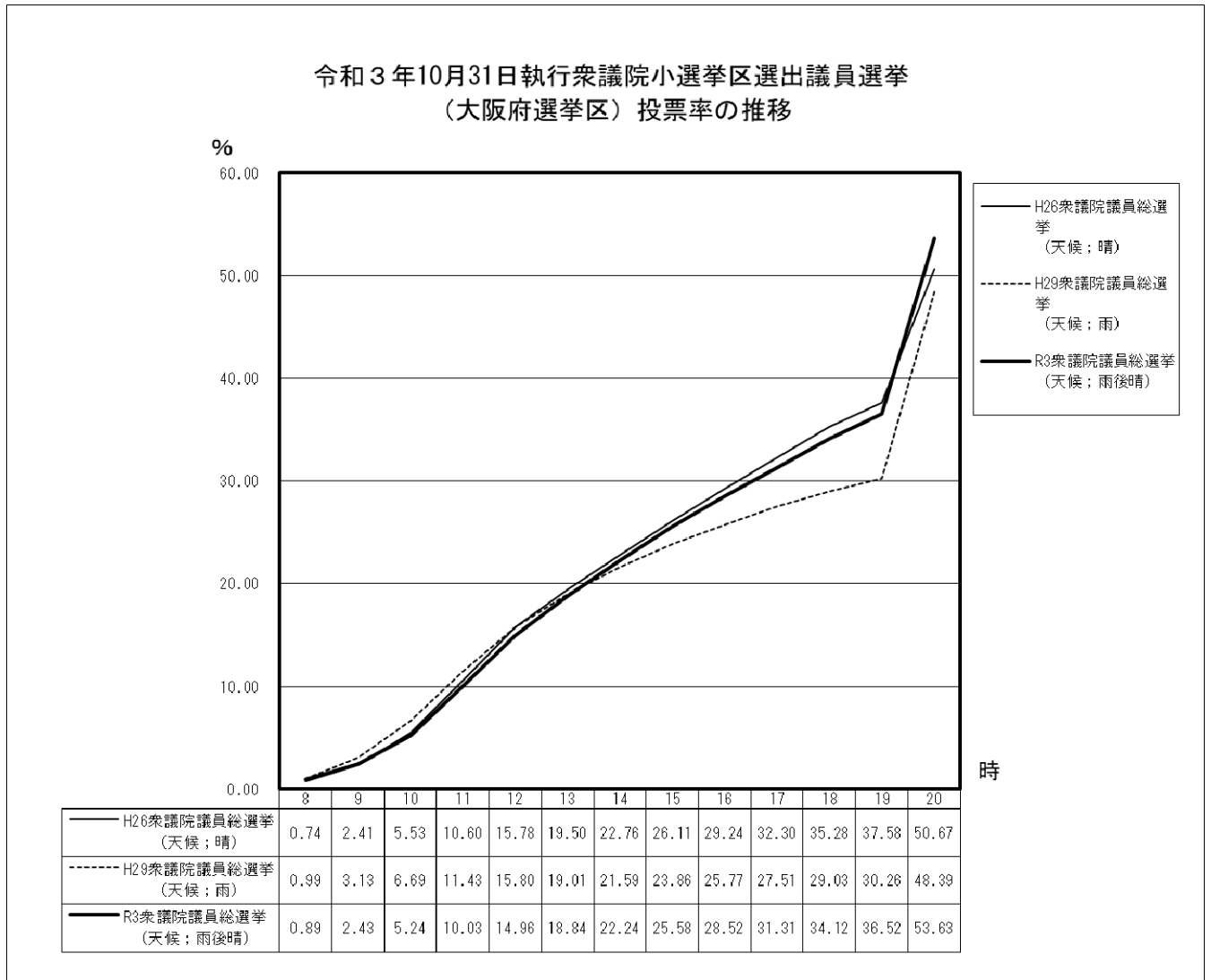
4 投票

投票は、10月31日午前7時から府内1,772箇所の投票所で一斉に開始され、午後8時まで投票が行われた。

当日の天候は雨で、夜間にかけて次第に回復していった。当日投票率は午後1時までは前回選挙を下回っていたが、午後2時以降は前回選挙を上回った。また、期日前投票者数は選挙当日有権者数の17.12%で、前回選挙を0.54ポイント上回る結果となった。全体としての投票率は56.2%となり、前回選挙を7.81ポイント上回る結果となった。

全国平均投票率55.93%と比較すると、0.27ポイント上回っており、全国の都道府県の中では上から26番目の投票率であった。

なお、時間別の投票状況は、別表のとおりである。



5 開票

開票は、即日開票で午後8時50分から9時30分の間に府内72箇所の開票所で開始された。

また、開票速報については、小選挙区選出議員選挙は午後10時30分現在を初回とし、以降開票終了まで原則30分毎に、比例代表選出議員選挙は午後10時45分現在を初回とし、以降開票終了まで原則1時間毎に発表を行い、国民審査は最終のみ発表を行った。

6 選挙会、選挙分会及び当選証書付与式

・選挙会の場所及び日時

選挙区	選挙会の場所		日時
第1区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪市役所7階 第4委員会室	11月2日 午前10時から
第2区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪市役所7階 第4委員会室	11月2日 午前10時30分から
第3区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪市役所7階 第4委員会室	11月2日 午前11時から
第4区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪市役所7階 第4委員会室	11月2日 午前10時から
第5区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪市役所7階 第4委員会室	11月2日 午前10時30分から
第6区	守口市京阪本通二丁目5番5号	守口市役所1階 行政委員会会議室	11月2日 午前10時から
第7区	吹田市泉町一丁目3番40号	吹田市役所中層棟4階 第4委員会室	11月2日 午前10時から
第8区	豊中市服部西町四丁目12番1号	豊中市立豊島体育館	10月31日 午後8時50分から
第9区	茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館6階 第1会議室	11月2日 午前10時から
第10区	高槻市桃園町2番1号	高槻市総合センター6階 C604会議室	11月2日 午前10時から
第11区	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方市役所別館4階 第3委員会室	11月2日 午前10時から
第12区	寝屋川市本町1番1号	寝屋川市役所議会棟4階 第I・II会議室	11月2日 午前10時から
第13区	東大阪市中小阪四丁目7番60号	東大阪市立総合体育館（東大阪アリーナ）	10月31日 午後9時から
第14区	八尾市本町一丁目1番1号	八尾市役所6階 会議室602	11月2日 午前10時から
第15区	松原市阿保一丁目1番1号	松原市役所8階 802会議室	11月2日 午前10時から
第16区	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市役所本館10階 第1会議室	11月2日 午前10時から
第17区	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市役所本館10階 第1会議室	11月2日 午前10時30分から
第18区	岸和田市岸城町7番1号	岸和田市役所新館4階 第1委員会室	11月2日 午前10時から
第19区	泉佐野市市場東一丁目295番地の3	泉佐野市役所3階 大会議室	11月2日 午前10時から

・選挙分会の場所及び日時

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館2階 第2委員会室
日 時 令和3年11月2日 午前11時から

・当選証書付与式

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館1階 第1委員会室
日 時 令和3年11月2日 午後1時30分から

7 選挙公営

(1) ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び令和3年6月1日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,914箇所であった。

今回の選挙では、令和3年4月28日の定例委員会で各選挙区の区画数を決定した。

なお、各選挙区のポスター掲示場の設置数及び区画の数は次のとおりである。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
設置数	557	575	470	480	522	710	593	488	1,042	582
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

選挙区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	計
設置数	727	676	680	870	1,096	441	434	1,014	957	12,914
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

(2) 政見放送及び経歴放送

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の申込みは、8つの候補者届出政党（大阪放送株式会社への申込みについては5つの候補者届出政党）が行った。

なお、全てテープの持込み方式であった。

政見放送の実施放送局及び放送回数は次のとおりである。

放送事業者名		届出候補者数による政見放送の回数				
		1・2人	3～5人	6～8人	9～11人	12人以上
日本放送協会	テレビ	1回	2回	4回	6回	8回
	ラジオ	1回	1回	2回	3回	4回
関西テレビ放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
テレビ大阪株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
大阪放送株式会社	ラジオ	—	1回	2回	3回	4回

経歴放送については、候補者が日本放送協会に提出した経歴書に基づき、候補者1人について1回あたり30秒以内で、テレビジョン放送により1回、ラジオ放送により10回、選挙区ごとに選挙公報の掲載順序に従って放送を行った。

衆議院小選挙区選出議員選挙政見放送日時（順序）の決定表

1 日本放送協会(テレビジョン放送:午前)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	10月21日(木)			10月22日(金)			10月25日(月)			10月26日(火)			10月27日(水)			10月28日(木)				
	時間	8時15分～8時45分			8時15分～8時45分			8時15分～8時45分			8時15分～8時45分			8時15分～8時55分			8時15分～8時55分				
各候補者届出政党 の政見放送の順序		共産	自民	民主	維新	自民	民主	共産	維新	民主	自民	維新	共産	維新	民主	共産	自民	公明	NHK党	社民	れいわ

2 日本放送協会(テレビジョン放送:午後)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	10月21日(木)			10月22日(金)			10月25日(月)			10月26日(火)			10月27日(水)			10月28日(木)				
	時間	15時20分～15時40分			15時20分～15時50分			15時20分～15時50分			15時20分～15時50分			15時20分～15時50分			15時20分～15時50分				
各候補者届出政党 の政見放送の順序		維新	民主		共産	自民	維新	民主	自民	共産	自民	維新	民主	共産	民主	自民	公民	共産	維新		

3 日本放送協会(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	10月21日(木)			10月22日(金)			10月25日(月)			10月26日(火)			10月27日(水)				10月28日(木)			
	時間	20時05分～20時35分			20時05分～20時35分			20時05分～20時35分			20時05分～20時35分			20時05分～20時45分				20時05分～20時45分			
各候補者届出政党 の政見放送の順序		自民	民主	維新	共産	維新	民主	自民	共産	民主	自民	共産	維新	NHK党	自民	公明	民主	維新	社民	共産	れいわ

4 関西テレビ放送株式会社(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送の 日時	月日	10月23日(土)				10月25日(月)				10月26日(火)							10月27日(水)				
	時間	4時6分～4時45分				3時59分～4時38分				3時12分～3時52分			4時28分～5時7分				4時29分～5時8分				
各候補者届出政党 の政見放送の順序		民主	共産	自民	維新	民主	共産	自民	維新	共産	民主	社民	公明	維新	自民	NHK党	れいわ	共産	民主	自民	維新

5 テレビ大阪株式会社(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送の 日時	月日	10月23日(土)					10月24日(日)					10月25日(月)						10月29日(金)			
	時間	4時45分～5時45分					4時30分～5時10分					4時45分～5時45分						4時05分～4時45分			
各候補者届出政党 の政見放送の順序		維新	共産	民主	自民	社民	れいわ	維新	自民	共産	民主	民主	維新	共産	自民	公明	NHK党	民主	共産	自民	維新

6 大阪放送株式会社(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放 送の日 時	月日	10月23日(土)			10月25日(月)			10月26日(火)				10月27日(水)			10月28日(木)			
	時間	5時45分～6時15分			22時00分～22時30分			23時20分～24時00分				21時00分～21時30分			22時00分～22時40分			
各候補者届出政党 の政見放送の順序		共産	維新	民主	自民	民主	共産	維新	自民	共産	民主	維新	自民	共産	公明	維新	民主	自民

(3) 個人演説会等

府内の公営個人演説会等の会場は、3,506か所で、これらの施設を使用して開催された個人演説会は135回、政党演説会は0回、政党等演説会は3回であった。

(4) 選挙公報

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙公報は、申請期日である10月19日午後5時までに立候補者67名全ての者から掲載の申請があった。

区 分	印刷部数	印刷日程	市区町村選管への	
			配付部数	配付日
衆議院小選挙区選出議員選挙	4,971,260	10月21日	4,394,425	10月24日～10月29日
衆議院比例代表選出議員選挙	4,898,300	10月23日～10月24日	4,394,425	10月24日～10月29日
最高裁判所裁判官国民審査	4,898,300	10月23日～10月24日	4,394,425	10月24日～10月29日

(5) 選挙運動用ビラ

衆議院小選挙区選出議員における選挙運動用ビラは、候補者1人につき、選挙管理委員会に届け出た2種類以内で、7万枚以内を頒布することができる。

また、候補者届出政党は、4万枚に届出候補者数を乗じた数以内で、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内を頒布することができる。

選挙運動用ビラの届出状況は次のとおりである。

選挙区名	選挙運動用ビラの届出のあった候補者数(人)			公営の適用を受けられる候補者数
	1種類のみ	2種類	計	
第1区	3	1	4	3
第2区	2	1	3	3
第3区	4	0	4	4
第4区	4	0	4	4
第5区	3	1	4	3
第6区	2	0	2	3
第7区	4	1	5	3
第8区	2	1	3	3
第9区	3	0	3	3
第10区	2	1	3	3
第11区	3	0	3	3
第12区	4	0	4	2
第13区	3	0	3	3
第14区	3	0	3	3
第15区	3	0	3	3
第16区	1	1	2	2
第17区	3	0	3	3
第18区	3	1	4	3
第19区	4	0	4	3

(6) 新聞広告

新聞広告は、選挙運動期間中に限りいずれかの新聞に無料で、候補者については5回、候補者届出政党については届け出た候補者数に応じた回数、掲載できる。

その状況は次のとおりである。

(候補者)

※単価は9.6cm×2段で単位は円

新聞・単価※		朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計
候補者数		695,508	529,408	758,460	529,408	694,848	
自由民主党	15	15	15	30	15	0	75
日本維新の会	15	15	15	30	15	0	75
立憲民主党	13	13	13	13	13	13	65
日本共産党	12	12	12	24	12	0	60
公明党	4	4	4	4	4	4	20
れいわ新選組	2	4	0	6	0	0	10
社会民主党	1	2	2	1	0	0	5
NHKと裁判している党 弁護士法72条違反で	1	0	0	0	0	5	5
無所属	4	8	1	5	4	2	20
計	67	73	62	113	63	24	335

(候補者届出政党)

※単価は1単位当たりの額

届出政党	新聞単価※ 区分	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計				
		347,754 (9.58cm1段)	264,704 (9.4cm1段)	379,230 (9.55cm1段)	264,704 (9.4cm1段)	347,424 (9.4cm1段)					
		単位・金額	単位・金額	単位・金額	単位・金額	単位・金額					
自由民主党	12	4,173,048	12	3,176,448	12	4,550,766	12	3,210,240	0	0	48
日本維新の会	16	5,571,687	10	2,647,040	12	4,550,766	10	2,669,568	0	0	48
立憲民主党	10	3,481,170	10	2,647,040	8	3,033,844	10	2,675,200	10	3,511,200	48
日本共産党	0	0	16	4,235,264	16	6,067,688	16	4,280,320	0	0	48
公明党	0	0	0	0	0	0	4	1,070,080	12	4,213,440	16
れいわ新選組	8	2,786,388	0	0	8	3,033,844	0	0	0	0	16
社会民主党	8	2,785,662	8	2,117,632	0	0	0	0	0	0	16
NHKと裁判している党 弁護士法72条違反で	0	0	0	0	0	0	0	0	16	5,617,920	16
計	54	18,797,955	56	14,823,424	56	21,236,908	52	13,905,408	38	13,342,560	256

(7) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用、通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所用立札看板、選挙運動用自動車等取付用立札看板及び個人演説会場用立札看板、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において国が負担する制度となっている。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者	公費負担の 対 象 者	公費負担額(円)
選挙 自動車 運動 用	① 一般乗用旅客自動車運送 事業者との契約	1	1	774,000
	②①以外の契約	車	46	7,708,610
		運 転 手 燃 料	44	6,252,500
通常葉書の作成		55	55	14,275,450
選挙運動用ビラ		56	56	25,332,900
選挙事務所用立札看板		51	51	7,864,593
選挙運動用自動車等取付用立札看板		54	54	10,564,958
個人演説会場用立札看板		44	44	6,827,407
個人演説会告知用ポスター及び 選挙運動用ポスター		57	57	50,887,190

② 公費負担の対象と限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額（単価）	
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円
	2 その他の契約	イ 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)
		ロ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		ハ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)
		契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	1の契約と2の契約は選択 (選挙運動期間中、同一の日において1及び2のいずれもの契約が締結されている場合、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみである。)
通常葉書の作成	限度枚数 35,000枚	単価＝7円71銭	
ビラの作成	50,000枚以下の場合	単価＝7円51銭	
	50,000枚を超える場合 (限度枚数 70,000枚)	単価＝ $\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (作成枚数 - 50,000)}{作成枚数}$ …1銭未満の端数は切上げ ※70,000枚の場合は6円80銭	
選挙事務所用立札・看板の作成	限度枚数 3枚	単価＝54,914円	
自動車等取付用立札・看板の作成	限度枚数 4枚	単価＝51,992円	
個人演説会場用立札・看板の作成	限度枚数 5枚	単価＝39,725円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額	1 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 単価＝ $\frac{310,500円 + 525円06銭 \times 掲示場数}{掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ	
		2 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 単価＝ $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (掲示場数 - 500)}{掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ	

なお、公費で負担するポスターの作成枚数及び1枚あたりの作成単価の限度額は次のとおりである。

選挙区	ポスター 掲示場設置数	ポスター 単価限度額	ポスター 作成限度枚数	ポスター 公費負担限度額
第1区	557	1,032	1,114	1,149,648
第2区	575	1,001	1,150	1,151,150
第3区	470	1,186	940	1,114,840
第4区	480	1,172	960	1,125,120
第5区	522	1,099	1,044	1,147,356
第6区	710	816	1,420	1,158,720
第7区	593	971	1,186	1,151,606
第8区	488	1,162	976	1,134,112
第9区	1,042	565	2,084	1,177,460
第10区	582	989	1,164	1,151,196
第11区	727	797	1,454	1,158,838
第12区	676	855	1,352	1,155,960
第13区	680	850	1,360	1,156,000
第14区	870	671	1,740	1,167,540
第15区	1,096	538	2,192	1,179,296
第16区	441	1,230	882	1,084,860
第17区	434	1,241	868	1,077,188
第18区	1,014	580	2,028	1,176,240
第19区	957	612	1,914	1,171,368

また、政見放送用に候補者届出政党が録音・録画した政見についても一定の範囲内で国が負担することとなっている。

8 選挙運動費用の支出金額の制限額

各選挙区における選挙運動費用の支出金額の制限額は、次のとおりである。

大阪府第1区選挙区	25,536,800円	大阪府第11区選挙区	25,094,600円
大阪府第2区選挙区	25,822,500円	大阪府第12区選挙区	24,205,500円
大阪府第3区選挙区	24,634,800円	大阪府第13区選挙区	25,122,500円
大阪府第4区選挙区	25,243,500円	大阪府第14区選挙区	25,445,500円
大阪府第5区選挙区	25,597,700円	大阪府第15区選挙区	24,968,300円
大阪府第6区選挙区	24,984,100円	大阪府第16区選挙区	24,008,600円
大阪府第7区選挙区	24,851,800円	大阪府第17区選挙区	24,065,100円
大阪府第8区選挙区	24,168,400円	大阪府第18区選挙区	25,633,900円
大阪府第9区選挙区	25,957,100円	大阪府第19区選挙区	23,684,000円
大阪府第10区選挙区	23,923,700円		

9 明るい選挙の推進

明るくきれいな選挙を推進するため、「選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部」は、次の声明を公表し、関係者に自粛を求めた。

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

近く、第49回衆議院議員総選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるとともに、投票は主権者である私たちが政治に参加する最も重要な機会であることに鑑み、貴重な一票を必ず行使されるよう期待します。

令和3年10月11日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会
大阪地方検察庁
大阪府警察本部
大阪市選挙管理委員会
堺市選挙管理委員会
大阪府都市選挙管理委員会連合会

臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、統一標語「さあ投票 選挙の主役はあなたです」を各啓発事業に活用した。

臨時啓発事業概要

種別	事業の種類	事業の概要
SNS等 WEB媒体	Twitter での動画広告	Twitter利用者を対象※に、タイムライン等で選挙啓発動画を表示。
	YouTube での動画広告	YouTube利用者を対象※に、映像等を再生する直前に選挙啓発動画を表示。
	インターネットバナーでの動画広告	Yahoo! JAPAN及びGoogle利用者を対象※に、PC、スマートフォン及びスマホ用アプリトップページに投票啓選挙発動画（15秒×3パターン）を表示。
街頭媒体	デジタルサイネージ等での動画広告	公共交通機関等が設置するデジタルサイネージやターミナルビジョン(大型のデジタルディスプレイに映像や情報を表示する電子公告媒体)に、選挙啓発動画を表示。
紙媒体等	ポスター及びリーフレットの掲示	国が作成した選挙啓発ポスター及びリーフレットを、府や市町村の庁舎、高校、大学、百貨店・スーパー、鉄道会社等に配送し、掲示。
懸垂幕、 横断幕	懸垂幕、 横断幕の掲出	選挙の期日等を記載した懸垂幕等を、府や市町村の庁舎等で掲出。
画面広告	コンビニのレジ画面での広告	府内のコンビニエンスストアにおいて、レジ画面に投票啓発の広告を表示するとともに、投票啓発のアナウンスを実施。
アナウンス	アナウンスによる啓発	駅構内、百貨店等及び学校において、投票啓発のアナウンスを実施。
WEB媒体	大阪府のWEBサイト等における啓発	府公式WEBサイトの大画像、選挙管理委員会の特設WEBサイト、もずやん公式Twitter、大阪府公式Facebookにおいて、投票啓発を実施。

※利用者のうち「18歳以上」「大阪府」等の属性を有する者に限定して表示。